

第 4 回 東村・吾妻町合併協議会

日時 平成 17 年 8 月 10 日 (水)
午後 2 時 00 分

場所 吾妻町山村開発センター

第 4 回東村・吾妻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

東村・吾妻町合併協議会 会長 一場 貞

3 議 事

(1) 報告事項

報告第 11 号 東村・吾妻町合併協議会委員の変更について・・・・・・・・・・ 1 頁

報告第 12 号 廃置分合の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁

(2) 協議事項

議案第 8 号 東村・吾妻町合併協議会規約の変更について・・・・・・・・・・ 5 頁

4 その他

(1) ホームページの開設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

5 閉 会

報告第 1 1 号

東村・吾妻町合併協議会委員の変更について

東村・吾妻町合併協議会委員の変更について、次のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 1 0 日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

平成 1 7 年 7 月 4 日現在

区 分	変更前	変更後	職・選出町村名
3号委員	(塚田 貢)	上田 智	吾妻町議会議員

報告第12号

廃置分合の決定について

東村及び吾妻町の廃置分合の決定について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月10日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年3月27日から吾妻郡東村及び同郡吾妻町を廃し、その区域をもって東吾妻町を設置する。

平成17年6月15日

群馬県知事

小寺弘之



八年三月三十一日までは、この省令の施行の際現に当該漁業の許可を受けている船舶、この省令による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(以下「旧令」という。第三十二条第一項の規定により届け出ている運搬船又は旧令第三十三条第一項の規定により届け出ている火船若しくは魚探船であつて新令第三十一条の三の規定による信号符字等を表示していないものを当該漁業に使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上を行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。平成十七年七月七日

国土交通大臣 北側 一雄

地方航空局組織規則の一部を改正する省令 地方航空局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の一項を加える。

2 地方航空局長は、前項の規定にかかわらず、電話による国内航空通信の実施に関する事務、電話による航空情報(電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報(電話による航空情報のうち航空路管制業務又は進入管制業務)に関する事務、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務)その他の事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、空港事務所の管轄区域について特別の定めをすることができ。

第三十七条第三十三号中(電話による航空情報のうち航空路管制業務又は進入管制業務)を削る。第六十二条第六項第一号中「及び」の下に「電話による」を加える。

別表第一新千歳空港事務所の項中(電話による国内航空通信の実施に関する事務、電話による航空情報に関する事務(電話による飛行場航空情報及び航空路航空情報を除く。))及び航空路管制業務及び航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務(以下この表において「他飛行場援助業務」という。)に係る管轄区域にあっては、紋別市、利尻郡、礼文郡及び奥尻郡を含む。を削り、同表内空港事務所

の項、同表内航空港事務所の項及び保管内航空路空港事務所の項中(他飛行場援助業務に係る管轄区域にあっては、新千歳空港事務所の管轄に属する区域を除く。)を削り、同表内空港事務所の項中

(他飛行場援助業務に係る管轄区域にあっては、新潟県のうち、佐渡市を含む。)を削り、同表内航空港事務所の項中(他飛行場援助業務に係る管轄区域にあっては、仙台空港事務所の管轄に属する区域を除く。)を削り、同表内航空港事務所の項中(他飛行場援助業務に係る管轄区域にあっては、長崎県のうち、北松浦郡及び南松浦郡を含む。)を削る。

告示

防衛庁告示第百二十五号 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。平成十七年七月七日

- 日時 平成十七年七月二十一日(予備、同月二十二日)〇八〇〇から一七〇〇まで
五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア) 北緯三二度四七分二二秒
(イ) 北緯三二度二〇分二二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒
(オ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦 その他
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇総務省告示第七百三十四号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、群馬郡倉敷村、同郡那賀町、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する旨、群馬県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月二十三日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百三十五号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村を廃し、その区域をもって渋川市を設置する旨、群馬県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年二月二十日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百三十六号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、安中市及び碓氷郡松井田町を廃し、その区域をもって安中市を設置する旨、群馬県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月十八日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百三十七号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、富岡市及び甘楽郡妙義町を廃し、その区域をもって富岡市を設置する旨、群馬県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百三十八号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、吾妻郡東村及び同郡吾妻町を廃し、その区域をもって東吾妻町を設置する旨、群馬県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百三十九号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町及び同郡御津町を廃し、その区域をもってたつの市を設置する旨、兵庫県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百四十号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町及び同郡三月月町を廃し、その区域をもって同郡佐用町を設置する旨、兵庫県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第七百四十一号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条の規定により、美方郡浜坂町及び同郡温泉町を廃し、その区域をもって同郡新温泉町を設置する旨、兵庫県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年七月七日

総務大臣 麻生 太郎

議案第 8 号

東村・吾妻町合併協議会規約の変更について

東村・吾妻町合併協議会規約の変更について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 8 月 10 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会規約

(設置)

第1条 東村及び吾妻町（以下「両町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会の名称は、東村・吾妻町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた両町村の合併に関する協議
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 両町村の住民への協議経過等の情報の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、両町村の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、吾妻郡吾妻町大字原町594番地の3（吾妻町役場内）に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、両町村の長が協議し、両町村の長の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、両町村の長及び議長が協議し、次条第1項第1号及び第3号に掲げる委員の中からこれを選任する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。副会長が複数名の場合は、会長があらかじめ定めた順序により、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両町村の長 2名
 - (2) 両町村の職員のうちから両町村の長がそれぞれ指名する者 4名
 - (3) 両町村の議会の議長、副議長及び両町村の議会の選出する議員 20名
 - (4) 両町村の長がそれぞれ指名する学識経験を有する者 16名
- 2 委員は、非常勤とする。

(参与)

第9条 協議会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、両町村の長が協議して定めた者を会長が委嘱する。
- 3 参与は、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席して意見を述べるることができる。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 1 1 条 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第 1 2 条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて会議に両町村の関係職員等を出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第 1 3 条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(役員会)

第 1 4 条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、役員会を置く。

2 役員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 1 5 条 協議会に提案する事項について専門的に協議又は調整を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会の名称その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 6 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両町村の長がそれぞれ指定する者をもって充てる。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 1 7 条 協議会に要する経費は、両町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金の額は、両町村の長が協議して定める。

(監査)

第 1 8 条 協議会の出納の監査は、両町村の監査委員のうち、両町村の長が協議して、会長が委嘱する監査委員 (以下「監査委員」という。) 2 名がこれを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査委員は、非常勤とする。

(財務)

第 1 9 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 2 0 条 第 8 条第 1 項第 4 号に規定する委員並びに監査委員は、報酬を受けることができる。ただし、町村の常勤職員又は議会の議員である者については報酬を支給しない。

2 前項に定める報酬の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 2 1 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 2 2 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

東村・吾妻町合併協議会役員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東村・吾妻町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、東村・吾妻町合併協議会役員会(以下「役員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 役員会は、東村・吾妻町合併協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、東村・吾妻町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項及び会長が必要と認める事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 役員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、別表に定める職にある者が欠員のときは、当該町村の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

(役員会長及び役員副会長)

第4条 役員会に、役員会長及び役員副会長を置く。

2 役員会長は協議会の会長とし、役員副会長は協議会の副会長とする。

3 役員会長は、会務を総理し、役員会を代表する。

4 役員副会長は、役員会長を補佐し、役員会長に事故あるとき又は欠けたときは、役員副会長がその職務を代理する。役員副会長が複数名の場合は、役員会長があらかじめ定めた順序により、役員会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 役員会の会議は、役員会長が必要に応じて招集し、役員会長はその会議の議長となる。

2 役員会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 役員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

東 村	吾 妻 町
村長 助役 <u>教育長</u> 東村議会議長 東村議会合併対策研究会長	町長 助役 <u>教育長</u> 吾妻町議会議長 吾妻町議会合併対策特別委員長

平成17年9月1日現在

役職名	委員区分	氏名	職(選出町村名)
会長		一場 貞	吾妻町長
副会長		唐澤 保八郎	東村長
		谷 弘次	東村議会議長
		塚田 貢	吾妻町議会議長
委員	1号委員	(唐澤 保八郎)	東村長
		(一場 貞)	吾妻町長
	2号委員 (助役等の職員)	茂木 和久	東村助役
		宮崎 賢一	吾妻町助役
		唐澤 忠雄	東村教育長
		小林 利夫	吾妻町教育長
	3号委員 (議会議員)	(谷 弘次)	東村議会議長
		小池 元男	東村議会副議長
		重野 信廣	東村議会議員
		飯塚 利男	東村議会議員
		飯塚 要	東村議会議員
		須崎 幸一	東村議会議員
		佐藤 利一	東村議会議員
		角田 美好	東村議会議員
		大塚 博正	東村議会議員
		橋爪 英夫	東村議会議員
		(塚田 貢)	吾妻町議会議長
		水出 邦二	吾妻町議会副議長
		原田 睦男	吾妻町議会議員
		日野 近吉	吾妻町議会議員
		大前 和義	吾妻町議会議員
		一場 明夫	吾妻町議会議員
		茂木 伸一	吾妻町議会議員
		加部 浩	吾妻町議会議員
		高橋 基雄	吾妻町議会議員
		上田 智	吾妻町議会議員
	4号委員 (両町村の長が指名する学識経験者)	佐藤 弘	東村第一区長
		上原 久一	東村第二区長
		萩原 丑松	東村第三区長
		町田 豊	東村第四区長
		角田 弘雄	東村第五区長
		猪野 房江	東村婦人会長
		福島 トミ子	東村婦人会副会長
		飯塚 佐由美	東村若妻会長
		佐藤 たへ子	吾妻町地域代表
		朝比奈 文作	吾妻町地域代表
		茂木 基	吾妻町地域代表
青木 孝子		吾妻町地域代表	
相京 克彦		吾妻町地域代表	
外丸 すみ子		吾妻町地域代表	
丸山 健一	吾妻町地域代表		
小池 厚	吾妻町地域代表		
参与 監査委員		唐澤 紀雄	吾妻県民局長
		塩谷 雷三郎	東村監査委員
		菅谷 光重	吾妻町監査委員

ホームページアドレス	http://www.town.agatsuma.gunma.jp/gappei/
E-mailアドレス	gappei@vill.agatsuma-azuma.gunma.jp
登録名	東村・吾妻町合併協議会 〒377-0304 群馬県吾妻郡東村大字奥田39-1(東村役場内) TEL:0279-59-3111 FAX:0279-59-3944

東村・吾妻町合併協議会

[サイトマップ](#) | [東村](#) | [吾妻町](#) | [お問い合わせ](#)

[規約・規程](#)

[名簿・組織図](#)

[合併への経過](#)

[合併協議会資料](#)

[町づくり計画書](#)

[合併協議会だより](#)

[ご意見・ご感想](#)

[リンク集](#)

[トップページ](#)

東村・吾妻町合併協議会
〒377-0304群馬県吾妻郡
東村奥田39-1(東村役場内)
電話:0279-59-3111
FAX:0279-59-3944

[MAIL](#)

NEW 新着情報

総務大臣告示

2005-07-07 (Thu)

平成17年7月7日付けで総務大臣が東村、吾妻町の合併を告示(官報掲載)しました。総務大臣の告示により、2町村の合併が正式に決定しました。

ホームページを開設しました。

2005-07-06 (Wed)

東村・吾妻町合併協議会のホームページを開設しました。協議会資料、協議会だより等を、皆様へ情報発信していきます。最新情報や関連情報等、内容もさらに充実させていきますので、よろしくお願いたします。

平成18年3月27日
ひがしあがつままち
東吾妻町
誕生!!



合併調印式

最新版のご案内

- >> [第3回 合併協議会資料](#) (PDF 636KB)
- >> [合併協議会だより 第6号](#) (PDF 270KB)

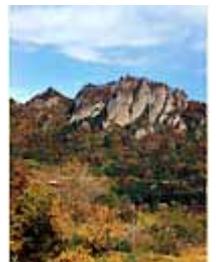


資料などをご覧いただくために、アドビ社の「アドビリーダ」が必要です。お持ちでない方は[ここをクリックし](#)、ダウンロードして下さい。

い。



箱島湧水



岩櫃山

東村・吾妻町合併協議会

〒377-0304 群馬県吾妻郡東村大字奥田39-1(東村役場内)

TEL:0279-59-3111 FAX:0279-59-3944

E-mail : gappei@vill.agatsuma-azuma.gunma.jp